

徳島県規則第六十号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五号中9を10とし、4から8までを1ずつ繰り下げ、同号の3中「収去命令」を「収去」に改め、同3を同号の4とし、同号の2中「検査命令」を「検査を受けるべきことの命令」に改め、同2を同号の3とし、同号中1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第八条第一項の規定による指定成分等含有食品に関する健康被害に係る届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六号中「第七十一条の規定による申請者の氏名等の変更の届出の受理」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

1 第七十一条の規定による許可営業者の氏名等の変更の届出の受理

2 別表第十七の一の口のの規定による食品衛生責任者のための講習会の実施又は認定

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第七号中「に関する次のこと。」を「第五条の規定による営業の休止等の届出の受理」に改め、同号の1及び2を削る。

別表第二の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第五号の1及び2中「登録等」を「登録」に改め、同号の4中「第一種動物取扱業者等」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号中21を23とし、20を22とし、同号の19中「同条第一項ただし書」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同19を同号の21とし、同号中18を20とし、14から17までを2ずつ繰り下げ、同号の13中「勧告、同条第二項」を「指導又は助言、同条第二項の規定による勧告、同条第三項」に、「及び同条第三項」を「、同条第四項」に改め、「又は勧告」の下に「並びに同条第五項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査」を加え、同13を同号の15とし、同号中12を14とし、同号の11中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同11を同号の13とし、同13の前に次のように加える。

12 第二十四条の二第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による措置命令並びに同条第三項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査

別表第二の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第五号中10を11とし、同号の9中「及び同条第三項」を「、同条第三項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による公表及び第二十三条第四項」に改め、同9を同号の10とし、同号の8中「第十二条の六第二項の規定による届出の受理及び同条第三項」を「第二十二條の六」に改め、同8を同号の9とし、同号の7中「実施」の下に「及び同条第四項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託」を加え、同7を同号の8とし、同号の6の次に次のように加える。

7 第二十一条の五第二項の規定による届出の受理

別表第三個別事項の項第五十四号の7中「7及び21」を「8及び23」に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。